

山梨県若者海外留学体験人材育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内の高等学校、大学等に在籍している生徒・学生の留学を促進し、国際的な視野と高度な知識・技能を持った人材の育成を図ることを目的に、留学に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる海外留学は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別に定める「山梨県若者海外留学体験人材育成事業（高校生コース、大学生等コース）留学生募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき応募した者の中から選考の上、知事が決定する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条に規定した海外留学に要するもののうち、別表2に掲げるとおりとする。

(補助限度額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、別表3の額を限度とする。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、

交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（概算払等）

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助金の交付決定を受けた者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

- 2 補助金の交付決定を受けた者は、精算払い及び概算払いを受けようとするときは精算（概算）払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定及び精算）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第8条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金の交付決定を受けた者に通知（様式第7号）する。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

補助対象事業	留学期間	備考
高校生コース	6か月から1年程度	語学研修を除く
大学生等コース	原則1年又は2年	語学研修を除く

別表2

補助対象経費	1 授業料等(留学先の学校等に支払う授業料をはじめとする諸経費) 2 住居費 3 海外留学保険料 4 渡航費 5 その他知事が必要と認める経費
--------	---

別表3

市町村民税所得割額	補助限度額
15万4500円未満	100万円
15万4500円以上 30万4200円未満	75万円
30万4200円以上	50万円

市町村民税所得割額は、

[高校生コース] 保護者(親権者)、その他実質的に生計を支えている者

[大学生等コース] 応募者本人、保護者(親権者)、その他実質的に生計を支えている者の合算により判断する。